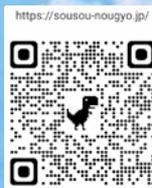


農業振興普及部だより

みどりのこだま

～ひとつ、ひとつ、実現するふくしま～



▲(相双就農
ポータルサイト)

第108号
令和6年11月1日発行

福島県相双農林事務所農業振興普及部
〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30
TEL(0244)26-1150
FAX(0244)26-1169
E-mail: shinkouhukyuu.af06@pref.fukushima.jp

第65回福島県農業賞表彰式

令和6年9月2日(月)、福島市の杉妻会館において「第65回福島県農業賞表彰式」が開催され、飯館村の「農事組合法人13区営農組合」が東日本大震災及び原子力災害から本県農業の復興等に貢献している担い手として、復興・創生特別賞を受賞されました。



写真：知事と農事組合法人13区営農組合の皆さん

今回の受賞は、震災後全村避難となった飯館村において、「いち早く営農を再開させたいという地域の帰還農業者等を中心に、令和元年に法人を設立し、地域の農地を集積しながら、稲WCSや飼料用米など143haの生産に取り組み、被災地域の農業及び農村の再生・振興に尽力されている」ことが評価されました。

受賞にあたり、細川代表理事から、「飯館村の現在の営農再開率は32%。今後、除去土壌等の仮置き場の返還に伴い、耕作地は200haに拡大する。村の未来のため、農地集積を進めながら安定した農業経営を継続しつつ、地域の担い手として活動していきたい。」とお話がありました。

農事組合法人13区営農組合は、地域の農業振興のけん引役として、さらには、避難者の帰還や営農再開率の増加に結びつくものとして、今後も益々の活躍が期待されます。

受賞者の紹介

「農事組合法人13区営農組合」は、飯館村上飯樋地区の地域の担い手達が避難指示解除後に速やかに営農再開できるように農地の保安全管理に取り組んだ任意団体として平成27年に結成。令和元年に法人化。稲WCSや飼料用米、デントコーン、牧草を中心に経営し、生産した飼料は村内外の畜産農家と耕畜連携を行っています。また、大豆の生産にも取り組んでおり、生産された大豆の一部は村内の加工業者によりきな粉に加工され、ベーグルやきな粉餡に加工・販売されています。

畑作物モデル地区における推進活動

福島県では令和4年度から地域の特徴を活かした畑作物の生産・供給体制を構築するため畑作物モデル地区を設定し、実需者に求められる大豆の品質・収量確保に向けた技術の波及に取り組んでいます。

南相馬市鹿島区真野地区

大豆は開花期以降に水分が必要な植物ですが、近年の高温による土壌の水分不足により大豆の子実が充実しない事例が発生しています。そのため、地下水水位制御システム(FOEAS)を活用した地下水水位維持による収量の確保を検証しています。

南相馬市小高区飯崎地区

近年の高温によりカメムシ等の病害虫による被害が多発し、大豆の品質低下が発生しています。

そこで病害虫防除暦を新たに作成し、防除暦に沿った薬剤散布を実施することで、防除暦の有用性を検証しています。

また、カメムシのフェロモントラップを設置し、大豆生育期におけるカメムシ発生量の調査を実施しています。



モデル地区大豆ほ場

「あぶくまもち」による飯舘村の農業復興を支援しています

皆さんは「あぶくまもち」というもち米をご存じでしょうか？

「あぶくまもち」は福島県が平成21年に育成した県オリジナル育成品種のもち米です。震災前に県内で唯一飯舘村で栽培されていましたが、東日本大震災と原子力災害により作付が行われなくなったため、幻の品種となっていました。

飯舘村では、この幻のもち米「あぶくまもち」を栽培し、村の農業を復興させようという取組が行われています。令和3年に村内の水稻生産者3名により「飯舘村あぶくまもち生産組合」が設立され、令和4年度は0.7haの作付でしたが、今年度は8.3haまで作付面積が拡大しています。また、「飯舘村あぶくまもち生産組合」では、組合員自身が「あぶくまもち」の種子生産ほ場を設置、管理することで、安定生産につながっています。

当部では、飯舘村やJAふくしま未来飯舘営農センターなどと連携し、試験ほ場の設置や栽培暦の作成、指導会の開催などに取り組んで参りました。

また、村内の加工業者に「あぶくまもち」の加工特性等を知ってもらうための勉強会を開催した結果、「おこわ」や「お菓子」等の村の特産品が作られるようになりました。

令和7年度には新たに2名の生産者を加え、5名の生産者で約23.8haまで作付が拡大される見込みです。当部では引き続き関係機関等と連携しながら、「あぶくまもち」の生産振興を通じて、飯舘村の農業復興を支援してまいります。



黄金色に実ったあぶくまもち
(令和6年度)

就農支援の取組について

当部では、相双地方の持続的な農業の発展を目指して、関係機関・団体と連携して、新規就農者の確保・育成に向けた取組を行っています。

9月3日には、相馬農業高校生産環境科の2年生を対象に「フレッシュ農業ガイド講座」を開催し、農業法人を視察することで相馬地域の農業の生産現場での取組を学んでもらいました。9月9日には、福島県農業短期大学校1年生を対象に、相双地方の農業法人等との相談会を開催し、学科ごとに専門的な知見を深めてもらいました。生徒の皆さんからは、「相双地方の農業を知ることができ、自分のやりたいことを見つけるきっかけになりました」などの声があり、就農に対して意欲的な姿勢がみられました。12月には学生向けの就農相談会を開催し、引き続き将来を担う若者の就農支援を行っていきます。



〈相双地方の農業法人等との相談会の様子〉

また、実際の農業法人等で農作業を体験できる「短期農業体験」や、今年度から新たに働きながら農業を学べる「ワーキングホリデー」を実施しています！12月末まで参加者を募集していますので、詳細は「相双就農ポータルサイト」をご覧ください。



〈Webサイト 二次元コード〉



〈Instagram 二次元コード〉

今後も就農支援策やイベントの開催など様々な情報を発信していきますので、Instagramのフォローもぜひお願いします！

A.C.ハマーズ2001の活動紹介

皆さんは「A.C. ハマーズ2001」をご存じでしょうか？

A.C. ハマーズ2001は、20～30代を中心とした相馬地域の若手農家たちが、交流や情報交換等を目的に結成した青年農業者団体であり、栽培品目を問わず、多様なメンバーで構成され、総勢17名で活動しております。

9月16日には、道の駅南相馬において農産物の直売イベントを行いました。参加した会員はこのイベントを通じて農産物の品質・値段など会員相互に比較することにより、自身の経営の参考としていました。

この他に先進地視察研修や会員のほ場の視察研修等に取り組むことで、交流を通じたネットワークづくりや会員相互の研鑽による経営能力向上を図っています。

会員は随時募集中です。「就農して悩みを打ち明けられる人が少ない」、「年齢の近い農業者と切磋琢磨したい」とお考えの方々は相双農林事務所農業振興普及部（TEL:0244-26-1150）にご連絡ください！

相馬地域の新規就農希望者を始めとする農業関係者ならだれでも大歓迎です！



〈直売イベントの様子〉

農業経営講座を開催します

経営の発展を目指す農業者の皆さまを対象に、雇用と税務に関する農業経営講座を開催します。今年度は3回の開催を予定しており、第1回は従業員が働きやすい職場づくりを目指した「労務管理」(令和6年11月予定)、第2回は簿記の読み方や確定申告などに向けた「経営分析・改善」(令和6年11～12月予定)、第3回は従業員の雇用と育成のための「人材育成」(令和7年1月)をテーマに行う予定です。詳細が決まり次第、市町村やJAの窓口等を通じてご案内いたしますので、ぜひご参加ください。



(写真1、2 過去に開催した講座の様子)

農薬適正使用を徹底しましょう!

令和5年12月、相双管内の直売所出荷野菜で**農薬残留基準値超過**が判明し、出荷物の**自主回収**を行う事案が発生しました。農薬残留基準値超過事案は産地の信頼を大きく損ないます。産地の信頼を確保するために、農薬適正使用を徹底しましょう。

近年の県内における農薬残留基準値超過事故は、野菜類において多く、適用外使用や農薬散布器具の洗浄不足、使用方法や希釈倍数の誤り、ドリフトなどにより起きています。特に、**葉物野菜(シュンギク、ハウレンソウ、コマツナなど)**は農薬が残留しやすい品目ですので十分ご注意ください。

(1) 農薬の使用基準を厳守

使用前には、必ず**ラベルの使用基準と最新の登録内容を確認すること!**

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	10aあたり使用量	使用時期	本剤の使用回数	〇〇を含む農薬の総使用回数	使用方法
登録内容をきちんと確認しましょう!							

(2) 防除機の洗浄

散布終了後は、防除機のタンクや配管、ホースの残液を抜き、**しっかり洗浄を行うこと!**

(3) 農薬散布の情報共有

ほ場周辺の栽培者と、農薬散布に関する**連絡や声かけを徹底すること!**

(4) 使用記録の記載

農作物の農薬使用基準を遵守するために、**農薬散布記録はその日のうちに記入すること!**